

倉敷市立第四福田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校で認知しているいじめは、特定の学年や時期に傾向は見られないが、原因は、人間関係のトラブルの延長で起きることが共通している。本校児童の様子を見ると、言葉遣いの荒さやコミュニケーションのとり方に課題がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・該当児童の担任を中心に、教育相談担当・養護教諭も参加し、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取組について協議する。

・毎日の心の健康観察の実施、毎月のアンケートと合わせ、教育相談週間には児童一人一人にアンケートを実施するとともに、教育相談を行い、実態把握を図り、いじめの早期発見に努める。

〈重点となる取組〉

・学級で実態に応じて適切な集団づくりの指導を行い、互いを認め合えるような価値観を形成するために、積極的な生徒指導を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校の基本方針をPTA研修等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。

・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、学校外での生活の情報提供の依頼を行い、児童理解に努める。

・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

・毎月1回開催

〈いじめ対策委員会の協議内容の教職員への伝達〉

・職員会議で周知。緊急の場合は終礼で伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外
カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

・校内
校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・担任等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

・保護者支援のための専門スタッフの派遣

・カウンセリングスタッフの派遣

〈学校側の窓口〉

・教頭・教務

〈連携機関名〉

・水島警察署

〈連携の内容〉

・非行防止教室の実施

・情報交換・連絡会等

〈学校側の窓口〉

・教頭・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教育研修)

・教職員の指導力向上のための研修として、具体的な事例を用いて指導上の留意点についての研修会を行う。

(児童会活動)

・友達を大切にする意識を高めるために、人権週間(なかよし週間)に取り組む。

(居場所づくり)

・日頃の授業や特別活動の中で、誰もが活躍できる場を設け、互いに認め合える雰囲気を作るとともに、自己肯定感を高める。

② 早期発見

(実態把握)

・毎月アンケートを行い、年3回教育相談を行うことで、児童の生活の様子を把握し、早期発見を図る。

(情報共有)

・職員会議・生徒指導部会場で、学年の様子や気になる児童についての報告をし、いつでも情報共有できる体制をつくる。

(相談体制)

・全ての教職員が児童の変化を捉え、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでも相談できる体制を整える。

③ いじめへの対処

(事実確認)

・いじめについての情報が入った場合には、該当児童からの聞き取りを中心とした事実の確認を速やかに行う。

(組織的対応)

・いじめ対策委員会を開催し、組織的な対応について協議する。

(指導)

・事実確認を基に、適切かつ毅然とした対処を行う。保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。